平成２３年（フ）第３４８５号
札幌市北区篠路４条８丁目６番５号
破産者　高畠　繁男
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４８６号
札幌市北区篠路４条８丁目６番５号
破産者　高畠　綾子
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５４６号
札幌市西区琴似１条７丁目３番10―905号
破産者　垣内　信一
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５４７号
札幌市西区琴似１条７丁目３番10―905号
破産者　垣内　和子
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字南郷133番地２
破産者　菅原　良光
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第８６号
茨城県神栖市波崎8230番地18
破産者　桶野　芳隆
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第６４５号
埼玉県春日部市谷原３丁目10番地12板橋９号、開始決定時の住所埼玉県春日部市南１丁目９番34号
破産者　板橋　　章
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２６７９号
福島県郡山市開成３丁目９番３号　モバマンション206号、開始決定時の住所神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目６番18号　リッツハイム101号
破産者　武井　賢二
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６号
長野県佐久市八幡128番地２
破産者　成澤　善秋（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第８５６号
名古屋市天白区相川２丁目22番地　メゾンまきの103号、開始決定時の住所名古屋市天白区土原３丁目804番地の２
破産者　土岐　浩二
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０２０号
名古屋市中川区荒子１丁目102番地　ドエル荒子102号
破産者　モロ商会こと　毛路　輝幸
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０号
名古屋市守山区喜多山２丁目31番23号　ロワールパーク601号
破産者　コスメランドソフィアこと　加藤　孝夫
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号
名古屋市南区鳥山町３丁目51番地の２　ビラーション笠寺305号、開始決定時の住所名古屋市南区粕畠町２丁目44番地の８
破産者　横井　富章
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８７５号
大阪府和泉市春木町946番地の５
破産者　岡本　正雄
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
大阪府貝塚市名越881番地
破産者　イダインテリアこと　井田　俊春
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
神戸市長田区長田町３丁目２番19―403号
破産者　櫨本百合香
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５号
神戸市灘区王子町１丁目２番６号　301、従前の住所神戸市灘区王子町１丁目４番10号
破産者　大段　恭子
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２号
兵庫県姫路市白浜町甲2203番地２
破産者　柿園　定義
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５６６号
兵庫県朝来市生野町口銀谷2209番地１
破産者　谷藤　和彦
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

第明治三十二種郵便物認可